

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十二年十二月鳥取県条例第四十一号）の施行期日は、別表第一の改正規定のうち、青木第七団地に関する部分については昭和五十三年三月二十三日とし、末恒第七団地に関する部分については同年四月四日とし、和田第一団地及び和田第二団地に関する部分については同年同月十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

和田	一三、七〇〇円
余子第五	二一、四〇〇円

を

青木第七	二四、九〇〇円
和田第二	二五、四〇〇円
末恒第七	二五、六〇〇円
余子第五	二一、四〇〇円
和田第一	二三、七〇〇円

に改める。

附 則

この規則中、別表の改正規定のうち、青木第七団地に関する部分は昭和五十三年三月二十三日から、末恒第七団地に関する部分は同年四月四日から、和田第一団地及び和田第二団地に関する部分は同年同月十日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】